

投票率の向上に向けた投票機会の
更なる拡大を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

投票日に投票所で投票することが原則である公職選挙において、期日前投票制度により、投票機会の拡大が図られているが、期日前投票所に出向いた上で投票を行う必要があるため、仕事・学業が忙しい、投票所が遠いといった理由で、制度が十分に活用されないことなどから、投票率の低迷が続いている。

投票所へ行くことができない場合、郵便等による不在者投票が認められているが、現行の制度では、対象者が身体に重度の障害がある選挙人等に限定されており、投票率の底上げに資するものとは言い難い。若年層、高齢者を中心に、更なる投票機会の拡大を図るためには、時間的・地理的制約を受けずに投票が可能となるよう、関係法令及び環境の整備が不可欠である。

また、一部の自治体では、投票所までの移動が難しい高齢者等の投票機会を確保するために、自動車を利用した移動期日前投票所によって、中山間地域等の巡回が行われている事例もあり、地域の実情に応じた取組に対する支援も求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、選挙人の投票機会拡大に向けた環境整備を進めるとともに、自治体の投票率向上に向けた取組に対する財政的・技術的支援を強化するなど、投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を図るよう強く要請する。